

※この法令は廃止されています。

昭和五十六年政令第二十七号

農業災害補償法による畓作物共済の共済目的たる農作物を指定する政令
内閣は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十四条第一項第六号（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

農業災害補償法第八十四条第一項第六号（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の共済目的たる農作物として、茶（農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域において栽培されているもので、冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでのものに限る。）、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップを指定する。

附 則 **抄**

1 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 **（平成一四年四月一日政令第一四一号）**

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 **（平成一九年四月一日政令第一五二号）**

この政令は、公布の日から施行する。